

- 【趣旨】**
- ・「国土強靭化基本法(H25)」、「国土強靭化基本計画(H26、H30変更)」を受け、平成30年10月に「福井県国土強靭化地域計画」を策定。
 - ・今回、国の「国土強靭化基本計画」が令和5年7月に変更されたことから、本計画の変更を行う。
 - ・本計画は概ね5年ごとに見直す。なお、能登半島地震など大規模自然災害から新たな知見が得られた場合は、隨時見直しを行う。

【計画の概要】

- (1)位置付け 県の各種計画等において講じるべき防災・減災のための指針(アンブレラ計画)
- (2)対象災害 大規模自然災害(地震、風水害、雪害 等)※原子力災害は対象外
- (3)構 成

①基本目標(4項目)

「人命の保護が最大限図られること」、「県および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、
「県民の財産および公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」

②事前に備えるべき目標(6項目)

- ・あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ・救助・救命、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ・必要不可欠な行政機能を確保する
- ・経済活動を機能不全に陥らせない
- ・情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ・社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

③起きてはならない最悪の事態

大規模自然災害が発生した際、事前に備えるべき目標を達成の妨げとなるリスクシナリオとして、地域の特性を考慮し、26事態を設定

④対 応

起きてはならない最悪の事態を回避、あるいは被害を最小化するために事前に備える対応方策

⑤施策分野別事業箇所一覧

国予算の重点化等に対応するため、関係府省庁の交付金・補助金を活用する事業をリスト化し、別表として添付

福井県国土強靭化地域計画の主な変更内容

項目	主な対応
① 本県等における近年の災害からの知見を踏まえた見直し項目	※赤字は主な変更内容
激甚化・頻発化する自然災害への対策 (現行計画策定後に発生した災害から得られた知見の活用) ※能登半島地震の対応については、現時点での知見に基づき記載し、今後検証を経てさらに変更する。	<p><令和3年1月大雪></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な車両滞留や列車の停車による乗客の閉じ込め等を回避するため、ハードソフト両面から対策 ・インターネットにより、降雪の多い地域の路面状況(カメラ映像および路面凸凹情報)や除雪状況など関連情報を随時発信(除雪状況の見える化) <p><令和4年8月大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視外自動飛行機能を備えた災害用ドローンを活用し、被災状況を早期把握 ・最新の予測モデル等を活用した河川水位の予測を実施し、住民等への情報提供の精度向上を図る ・水田の雨水貯留能力を高める「田んぼダム」の取組みを推進 <p><令和6年1月能登半島地震></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時における迅速な救援ルートを確保するため、新たに道路啓開計画を策定 ・木造住宅の耐震化の普及啓発および支援を図るとともに木造住宅密集地における延焼防止等を図る ・市町の備蓄状況を把握し、広域圏単位で必要な備蓄を補完できるよう適切な分散備蓄を図る ・地上系インターネット通信施設の利用不能時も利用可能な衛星系インターネットサービスの導入を図る ・SNS等を活用し、避難者受付の実施や避難所運営にかかる情報発信を行い、避難者情報の把握や情報提供の迅速化を図る ・他県との相互応援を円滑に行うため、平時から応援・受援体制の充実を図る
② 国土強靭化基本計画との調和を図り見直す項目	
デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにより、降雪の多い地域の路面状況(カメラ映像および路面凸凹情報)や除雪状況など関連情報を随時発信【再掲】 ・目視外自動飛行機能を備えた災害用ドローンを活用し、被災状況を早期把握【再掲】 ・最新の予測モデル等を活用した河川水位の予測を実施し、住民等への情報提供の精度向上を図る【再掲】
地域力の発揮による安全・安心な社会の実現 (「誰一人取り残さない」社会、多様性・公平性・包摂性のある地域社会の実現、地域防災力の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター機能強化研修を実施し、災害ボランティアのリーダーやコーディネーター育成を推進 ・授乳室の設置や男女ペアによる巡回警備など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の促進 ・多言語に対応した災害情報インターネットシステム等により、外国人に対する情報伝達の充実を推進
感染症まん延下における大規模自然災害への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症まん延下を想定した防災訓練の実施 ・災害派遣医療チーム(DMAT)等の新興感染症への対応力強化の促進
③ 社会インフラの整備状況を反映して見直す項目	
県民の生命と財産を守る防災インフラの整備、経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化	<ul style="list-style-type: none"> ・福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等の整備を進める ・中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道(4車線化)等の高規格道路や主要道路、県境道路の整備を促進【継続】 ・足羽川ダムの建設(2029年度完成予定)や河川改修、堤防強化を促進【継続】 ・北陸新幹線の全線整備が一日も早く実現されるよう政府・与党に要望【継続】

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(26項目)とその事態に対する主な対応	※赤字は主な変更内容
1 直接死を最大限防ぐ	1 大規模地震等による住宅・建物の倒壊による多数の死傷者の発生 ・災害時拠点施設の耐震改修を促進 ・医療施設、学校施設等の耐震化を推進 ・市町とともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修への補助を行い、住宅の耐震化を支援	
	2 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 ・平時から訓練等を通じ、県内消防との連携を強化 ・女性や学生、若者等の消防団への入団を促進 ・木造住宅密集地における延焼防止等を図る	
	3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 ・高潮等による被害を防止するため、海岸保全施設を整備 ・市町によるハザードマップ作成を支援	
	4 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生 ・インターネットによる路面状況(カメラ映像および路面凸凹情報)や除雪状況の随時発信 ・大雨や大雪に強い北陸新幹線の全線整備の一日も早い実現を引き続き政府・与党に要望	
	5 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものも含む) ・足羽川ダムの建設や河川改修、堤防強化を促進 ・緊急時に迅速な避難が行えるよう、ため池の水位状況が確認できるシステムを導入 ・「田んぼダム」の取り組みを推進	
	6 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 ・土砂災害警戒情報の精度向上 ・高精度な地形図を活用した土砂災害警戒区域等の指定 ・砂防施設等の整備、適切な維持管理・更新を実施	
	7 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生 ・国や石川県、岐阜県および関係市町と十分に連携を図り、災害時の情報伝達等の体制を整備	
2 関連死を最大限防ぐ	8 警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 ・警察施設、消防庁舎の施設整備・保全の推進 ・合同訓練等を通じた平時における関係機関との連携強化	
	9 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 ・ドクターへリの災害時活用を想定した訓練の実施 ・協定事業所と連携し、医薬品、医療機器等の適正な供給体制整備を促進	

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(26項目)とその事態に対する主な対応	※赤字は主な変更内容
2 関連死を最大限防ぐ	<p>10 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整会議の開催や実践的な訓練・研修の実施 ・授乳室の設置や男女ペアによる巡回警備など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の促進 ・外国人への情報伝達の充実を推進 •SNS等を活用し、避難所受付の実施や避難所運営にかかる情報発信を行い、避難者情報の把握や情報提供の迅速化を図る。</p> <p>11 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 •市町の備蓄状況を把握し、広域圏単位で必要な備蓄を補完できるよう、適切な分散備蓄を図る •災害時に応援協定に基づく支援物資を調達する際の手続きが円滑に行えるよう、平時から訓練等を実施</p> <p>12 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 •ヘリコプターや船舶等多様な手段で円滑に救助救護活動等が行えるよう、訓練等を通じ関係機関との連携を強化</p> <p>13 大規模な自然災害と感染症との同時発生 •避難所における感染症の発生・まん延防止を図る •災害時にSNS等を活用した避難所受付の実施や避難所運営にかかる情報発信 •災害派遣医療チーム(DMAT)等の新興感染症への対応力強化</p>	
3 行政機能の確保	<p>14 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 •発災に備え、業務継続のための執務体制・環境を確立 •老朽化信号制御機等の更新、信号機のLED化の整備推進など滅灯対策</p> <p>15 県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 •庁舎機能喪失時に備え、出先機関等における業務継続に向けたネットワークの強靭化</p>	
4 経済活動の維持	<p>16 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺 •専門家によるセミナー実施など、県内企業の事業継続計画策定を推進</p> <p>17 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 •消防、海上保安庁等と連携し、定期的に防災訓練を実施 •危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化など、必要な対策を講じるように指導</p> <p>18 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的の低下 •基幹的農業水利施設、地すべり防止施設等の長寿命化計画に基づき補修 •防災意識の高揚を図るため、治山現地研修会や山林保全監視モニター研修会を実施</p>	

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(26項目)とその事態に対する主な対応	※赤字は主な変更内容
	<p>19 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSのなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視外自動飛行機能を備えた災害用ドローンを活用し、被災状況を早期把握 ・最新の予測モデル等を活用した河川水位の予測を実施し、住民等への情報提供の精度向上を図る ・地上系インターネット通信施設が利用不能となっても利用が可能な衛星系インターネットサービスの導入を図る 	
5 ライフラインの被害最小化と早期復旧	<p>20 ライフライン(電気・上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北陸自動車道、国道8号、27号など幹線道路等の道路構造改良、法面対策等の防災機能の強化を促進 ・災害時の電気、ガス供給停止に備え、太陽光、小水力など再生可能エネルギーの導入を推進 <p>21 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等の整備を進める ・中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道(4車線化)等の高規格道路や国道8号、27号等の地域をつなぐ主要道路、県境道路の整備を促進 ・被災時における迅速な救援ルートを確保するため、新たに道路啓開計画を策定し、道路の早期復旧を図る 	
	<p>22 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ国の復興基本方針に即した復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図る <p>23 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設団体と連携し、建設産業における入職促進、離職防止につながる取り組み等を実施 ・地域の防災リーダーを担う防災士の充実を図るため、資格取得を支援 ・災害ボランティアセンター機能強化研修を実施し、災害ボランティアのリーダー等を育成 ・他県との相互応援を円滑に行うため、平時から応援・受援体制の充実を図る 	
6 迅速かつより強靭な姿での復興	<p>24 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町において災害廃棄物を適正に処理するために、災害廃棄物の仮置場確保や管理体制の整備を促進 <p>25 事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等に関する研修会を定期的に開催 <p>26 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財防災計画を策定し、被害を最小限にとどめるための予防措置や対応措置の実施を促進 ・自然公園施設等について、計画的に整備、維持管理および更新を実施し長寿命化を図る 	